

(3) 自治体の規模による違い

本章の「3. 結果と考察」の冒頭で述べたように、保育所が属する地域を見ると、都区が3.2%、政令指定都市が13.5%、中核市が11.0%、その他が69.3%、無回答が2.8%であった。自治体の規模による違いを調べるために、都区と政令指定都市を「都区政令」としてまとめ、中核市、その他の3つのグループに分けた。

図表4-1-9は、最低基準を規定する団体レベルにおける3者の違いを示したものである。全体として「ア. 国が基準を規定すべきである」が多いが、3者を比較すると、都区政令では「ア. 国が基準を規定すべきである」、中核市では「ウ. 市町村が(市町村毎に)基準を規定すべきである」、その他では「イ. 都道府県が(都道府県毎に)基準

を規定すべきである」が、他の自治体よりも多くなっていた。都区政令は、その属する保育所の数が多く、どこかで規定してもらわないと動きが取れないこと、中核市やその他は、ある程度自由が利く方がよいとの判断で、それぞれの利権に応じた判断をした保育所が多かったと思われる。

園の現状と考える最低基準における三者の平均値を示したものが図表4-1-10である。検定の結果、保育士1人当たりの子どもの数では、いずれの年齢でも有意差があった。0歳児では都区・政令指定都市と中核市がその他の自治体よりも、4・5歳児では中核市が都区・政令指定都市よりも平均値が高かった。3歳児では自治体の規模によって、園の現状と考える最低基準の数値の関係が異なっていた。

図表4-1-9 最低基準を規定する団体レベルにおける自治体の規模の違い(%)

	都区政令	中核市	その他
ア. 国が基準を規定すべきである	87.0	81.0	73.4
イ. 都道府県が(都道府県毎に)基準を規定すべきである	5.2	6.3	14.7
ウ. 市町村が(市町村毎に)基準を規定すべきである	5.2	12.7	9.1
エ. 基準を規定する必要はない	0.9	0.0	0.4
オ. わからない	1.7	0.0	2.4

図表4-1-10 自治体の規模別に見た園の現状と考える最低基準(平均値)

	園の現状			考える最低基準			検定結果
	都区政令	中核市	その他	都区政令	中核市	その他	
0歳児	2.9	2.8	2.8	2.5	2.5	2.4	現状>考え。都区政令・中核市>その他
1歳児	4.8	4.9	4.8	4.2	4.4	4.2	現状>考え
2歳児	5.7	5.7	5.6	5.4	5.5	5.4	現状>考え
3歳児	14.9	16.3	14.4	14.1	15.1	14.9	都区政令では現状≒考え、中核市では現状>考え、その他では考え>現状。現状のみ中核市>その他。
4歳児	18.6	21.4	19.4	19.4	21.0	21.2	中核市>都区政令
5歳児	20.6	22.8	20.2	21.0	23.0	22.8	中核市>都区政令。その他のみ考え>現状。

	園の現状			考える最低基準			検定結果
	都区政令	中核市	その他	都区政令	中核市	その他	
避難訓練	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.1	
消火訓練	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	
健康診断	2.9	2.0	2.1	2.9	2.0	2.0	都区政令>中核市・その他

内容別にみた最低基準の必要性に対する認知について、自治体の規模の割合の差を検定した。図表 4-1-11 は、有意差がみられた項目について、自治体の規模別に選択の割合を示したものである。

「必要」の割合が、他の自治体よりも低い値の場合、その数値をゴシック体で示した。「17. 食品の種類や調理方法は、栄養や、入所児童の身体的状況と嗜好を考慮すること」では都区・政令指定都市が、「16. 食事の献立は、変化に富んだものにし、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含めること」と「18. 調理はあらかじめ作成された献立にしたがって調理すること」では中核市、「22.

職員、財産、収支、入所児童の処遇の状況を示す帳簿を整備すること」ではその他が他の自治体よりも「必要」が少なかった。

自治体の規模は、表 5-1-10 に見た年齢別の園における子どもと保育士の比率を通して、業務の煩雑さに関係する。必要性は、この煩雑さに依存すると思われる。すなわち、その事項がいくら重要であっても、煩雑になりすぎる内容は、国が定める最低基準として指定されると困ると判断するのだと考えられる。

図表 4-1-11 自治体の規模別に見た最低基準の各内容の必要性に対する認知 (%)

項目			必要	必要ない	わからない
16	食事の献立は、変化に富んだものにし、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含めること	都区政令	92.0	4.8	3.2
		中核市	87.8	7.3	4.9
		その他	94.6	4.9	0.6
17	食品の種類や調理方法は、栄養や、入所児童の身体的状況と嗜好を考慮すること	都区政令	81.6	9.6	8.8
		中核市	85.2	9.9	4.9
		その他	87.2	10.3	2.5
18	調理はあらかじめ作成された献立にしたがって調理すること	都区政令	91.1	5.7	3.2
		中核市	76.5	13.6	9.9
		その他	86.4	9.5	4.1
22	職員、財産、収支、入所児童の処遇の状況を示す帳簿を整備すること	都区政令	92.7	2.4	4.8
		中核市	91.4	7.4	1.2
		その他	83.3	7.7	9.0

第5章 保育環境にかかるチェックリスト案の作成と検証

1. 目的

本章の目的は、一人一人の保育士が自らの保育が児童福祉施設最低基準等にそっているかどうかを確認するためのチェックリスト案を作成し、その検証をすることであった。

2. 方法

(1) 調査対象

全国に散らばる公立保育所2カ所と私立保育所3カ所の全職員に、それぞれの保育所長を通じて調査を依頼した。

(2) 材料

次の5つの設問からなる調査票を作成した。①児童福祉施設最低基準の「第5章 保育所」に関する知識を問う設問、②先の設問(①)の各項目に対して、意味がわかりにくい項目や、意味はわかるが答えにくい項目を問う設問、③保育所保育指針に基づく保育の実施について問う設問、④先の設問(③)の各項目に対して、意味がわかりにくい項目や、意味はわかるが答えにくい項目を問う設問、⑤所属する保育所と回送者の属性についてたずねる設問。

(3) 手続き

平成22年2月15日に調査対象の保育所に調査票を50部送付した。送付の際には、調査票と共に、依頼文書と返信用封筒を同封した。調査票は当該保育所の職員の数(+1票。園長用)を同封した。依頼文書の中で、全職員に配布して下さるよう依頼した。保育所内の回収は調査票到着後、約1週間としてもらい、回収できた調査票をすべて、返信用封筒で分担研究者の1人の所属先に送付してもらった。回収は2月末とした。回収された調査票の数は114票であった。

3. 結果と考察

(1) 回答者の属性

調査に回答した保育士114名の保育所は、公立

保育所が33名(28.9%)、私立保育所が73名(64.0%)であった。なおこのほかに、公立保育所か私立保育所かという質問項目に無回答の者が8名(7.0%)いた。主任かどうかをたずねる質問項目に対して肯定した者(主任)は9名(7.9%)、否定した者(非主任)は99名(86.8%)、無回答が6名(5.3%)であった。勤務形態をたずねたところ、常勤は84名(73.7%)、非常勤(フルタイム)は17名(14.9%)、非常勤(短時間)は10名(8.8%)、無回答は3名(2.6%)であった。

(2) 児童福祉施設最低基準第5章に関する知識「保育所としての設備や運営に関してお尋ねします「1. はい」または「2. いいえ」のいずれかを選んで○を付けて下さい」として20項目に答えてもらった。最初の項目では、児童福祉施設最低基準の存在に対する知識について、このような基準があることを知っていますかとたずねた。その結果、91.2%の者が「はい」と答えた。

この値を大きいと見るか、小さいと見るかは、立場によって異なるであろう。例えば、民間企業に勤める者で、所属する職場の就業規則は知っているも、新会社法を知る者はほとんどいないであろう。大学教員で大学設置基準の存在を知る者、幼稚園教員で幼稚園設置基準を詳しく知る者は少ないであろう。保育士養成校の教員でも、「指定保育士養成施設の指定および運営の基準について」という局長通知を、9割以上の教員が知っているとは言い難いと思われる(もちろん改定の直後などであれば別であるが)。そう言う目で見れば、この値は大きい。

しかしながら、保育士養成校を修了して資格を得た保育士であれば、「保育原理」等の授業で、必ず児童福祉法などの法令については学んでいるはずである。1割近く者が「いいえ」、すなわち「知らない」という回答であったことは、最低基準をさらに深く教える必要があることを示唆しているのかもしれない。

図表 5-1 は、児童福祉施設最低基準の「第 5 章 保育所」に書かれている内容について「知っていますか」という聞き方で確認を求めたときに「はい」と答えた割合を示したものである。割合の高い順に並び替えている。保育士の数が、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上という基準については全員が知っており、100%であった。同様に、人的配置基準 (13、15、14) については、高い値であり、望ましい状態であると思われた。

一方、物的環境について、保育室の面積 (2、

3、6、7) に目を向けると、いずれも「はい」の割合は 50%未満であり、半数以上の保育士が知らずに保育をしていた。平成 19 年度と本年度の調査で、保育室が狭くなれば、子どもと保育者の行動にマイナスであることが示されたが、保育士が広さの基準を知らないならば、無意識に狭めてしまう可能性もある。保育士が基準を知るという意味でも、このようなチェックリストには価値があると考えられる。

図表 5-1 児童福祉施設最低基準の第 5 章に対する知識（「はい」という回答の割合：％）

	項目	割合
0	あなたは「児童福祉施設最低基準」という設備や運営に関する基準があることを知っていますか	91.2
12	保育士の数が、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上という基準があることを知っていますか	100.0
13	保育士の数が、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上という基準があることを知っていますか	99.1
15	保育士の数が、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上という基準があることを知っていますか	99.1
18	入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとらなければならないことを知っていますか	99.1
14	保育士の数が、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上という基準があることを知っていますか	98.2
19	入所している乳児又は幼児の保護者に、保育の内容等について、理解及び協力を得よう努めなければならないことを知っていますか	98.2
17	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことが、その特性であることを知っていますか	98.2
11	調理業務の全部を委託していない保育所の場合、職員として調理員が必要であることを知っていますか	94.7
1	乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させている保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設ける必要があることを知っていますか	91.2
10	囁き舌を置かなければいけないことを知っていますか	89.5
4	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具が備わっていないなければならないことを知っていますか	87.6
5	満 2 歳以上の幼児を入所させている保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設ける必要があることを知っていますか	86.0
8	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具が備わっていないなければならないことを知っていますか	86.0
16	保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所長が定めていることを知っていますか	85.1
9	保育室等が 2 階以上にある場合、耐火設備を初めとして、特別の基準があることを知っていますか	60.5
2	乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 1.65㎡以上必要であることを知っていますか	43.9
3	ほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3㎡以上必要であることを知っていますか	43.0
7	屋外遊戯場の面積は、満 2 歳以上の幼児一人につき、3.3㎡以上必要であることを知っていますか	37.7
6	保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児一人につき、1.98㎡以上必要であることを知っていますか	34.2

「・・・この設問は、保育士が児童福祉施設最低基準などの法的基準を意識した保育を行うためのチェックリストを作ることが目的であり、その原案として作成したものです。(児童福祉施設最低基準第5章から作成しています)」と前置きして、「①項目の意味がわかりにくい項目、②意味はわかるが、答えにくい項目がありましたら、例にならって以下にお書きください。なければ結構です。」と求めた。その結果、①項目の意味がわかりにくい項目については、5名の保育士から指摘があった(単なる印刷上のミス等に言及したものは除いた)。指摘された項目は1, 4, 8, 9の4項目であり、特に4と8は複数の保育士が「意味がわかりにくい」と指摘した。

わかりにくい部分は、「保育に必要な用具」であろう。何を基準に保育に必要なかどうかを見分けるのか。この用語の解釈は、各保育所、あるいは一人一人の保育士にゆだねられている。第3章で言及したように、解釈は、時代によって変わる可能性もある。そこで最終的には優先順位を考える必要があろう。すなわち、ある用具と別の用具が保育にどちらがより必要かを判断することが求められる。限られた面積をどのように使っていくのかを判断する際には、用具の大きさ(床に占める面積)や収納可能性、他の保育所ではどのように判断しているのかについての情報が必要になると思われる。適切なデザインの用具の開発に加えて、このような情報についても保育所が容易にアクセスできる仕組みが、今後は求められる。

自由記述として、「基準があるということを知っていればよいのか、具体的に全て言えなければならないのか？」というコメントがあった。このコメントに対して、レプライとしては次のように返すことができよう。「具体的に言えるに超したことはない。保育士が知らなければ、保護者をもっと知らないであろうし、まして子どもは知るよしもない。基準が崩れ、子どもにとってマイナスになる前に、保育士が気づき、改善するための措置を講じることは、児童福祉法第1条2項に規定されている「すべて児童は、ひとしくその生活を保障

され、愛護されなければならない」の「ひとしく」を保障するために必要なことである。」

ただしこのレプライには、「このことは、一人一人の保育士の責任と言うより、保育士養成の責任でもある。」というような注釈が必要である。現職の保育士にこのための研修を受けてもらう時間を取ることは、業務にかける時間としても、研修にかかる費用としてもロスが大きいからである。

②意味はわかるが、答えにくい項目については、4名の保育士が何らかの記述を残した。このうち3名は、項目9、17、19をそれぞれあげた。項目9は「保育室等が2階以上にある場合、耐火設備を初めとして、特別の基準があることを知っていますか」であり、「特別の基準」としたのは、具体的には次の内容を含んでいたからである。

- ①保育室等が2階にある場合、耐火建築物になっていること。
- ②保育室等が2階にある場合、常用として、屋内階段又は屋外階段を設置する必要があること。
- ③保育室等が2階にある場合、避難用として、指定された構造の屋内階段、待避上有効なバルコニー、耐火構造の屋外傾斜路、又は屋外階段を設置する必要があること。
- ④保育室等が2階以上にある場合、乳児又は幼児が出入、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備を設ける必要があること。
- ⑤保育室等が3階以上にある場合、常用として、指定されている構造の屋内階段又は屋外階段を設置する必要があること。
- ⑥保育室等を3階以上に設けている場合、避難用として、指定されている構造の屋内階段、耐火構造の屋外傾斜路、又は指定されている構造の屋外階段を設置する必要があること。
- ⑦保育室等を3階以上に設けている場合、常用及び避難用の設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設ける必要があること。

- ⑧保育室等を3階以上に設けている場合、調理室（例外あり）と調理室以外の部分が、指定された指定された床もしくは壁で区画される必要があること。
- ⑨保育室等を3階以上に設けている場合、保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしておく必要があること。
- ⑩保育室等を3階以上に設けている場合、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける必要があること。
- ⑪保育室等を3階以上に設けている場合、保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施す必要があること。

このように非常に煩雑なために「2階以上」や「特別の基準」としたのであり、答えにくいのは当然であろう。一人一人の保育士が、保育所の設計に関わることは少ない。しかしながら、このような設計時の配慮点を意識して保育をすることは必要である。なぜなら、例えば、「保育室等が2階にある場合、耐火建築物になっていること」が必要であるとわかっていても、火の用心をしなければ、また燃えやすいものを数多く置いていけば、上記の配慮に欠けるのと同じだからである。また例えば、「保育室等を3階以上に設けている場合、保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施す必要があること」とあるが、カーテンや敷物を新調する際、このような知識の有無は重要となるからである。

「17. 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことが、その特性であることを知っていますか」と「19. 入所している乳児又は幼児の保護者に、保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めなければならないことを知っていますか」については、内容の抽象度に問題があるろう。これらはいずれも児童福祉施設最低基準の条文であり、あえて抽象的に書かれていることもあろう。具体的であれば、かえって業務の自由度をなくし、画一的な内容になってしまう。例えば、食事の援助で、口に入れる部分が養護、よく噛ま

せる部分が教育とすると、養護に力を入れたかわりや教育だけに力を入れた関わりが出現するかもしれない。「一体的に」とすることで、一人一人のそのときの状態に応じたかわりが可能になる。

「保護者に、保育の内容等について、理解および協力を得る」ことについても、抽象的であるからすくわれている部分もあろう。例えば、保育の内容等について理解を得るためには、指導計画を常に開示することも1つの手段であろう。しかしながら、指導計画を子どもの状態等に応じて修正することも現実には頻繁に行われていることであり、その都度、修正版を開示することは煩雑にならざるを得ない。もちろん、これは努力義務であり、実施した証拠が求められる実施義務ではないので、議論して決める予知があるところではある。各保育所が、その独自性を鑑み、実施可能なレベルで、理解および協力を得るように努めればよい。

1名からは「記録を残しているというのは、その項目ごとに児童票とは別にとという意味なのか児童票に記入していればよいのか？アンケートを書くことで、こういう記入も必要だなと気づくことができました。」というコメントがあった。ただしこのコメントは、次の（3）に関係するものなので、レプライは後述することとする。

（3）保育所保育指針に基づく保育の実施状況

「次の業務の各項目について、「していない」場合は「1」、「しているが、記録を残していない」場合は「2」、「しており、記録を残している」場合は「3」に○を付けて下さい。」として、保育士の日常業務について、保育所保育指針に書かれている内容を挙げた。それぞれが選ばれた割合を示したものが図表5-2から図表5-5である。業務の区分ごとに、「3」の割合、すなわち「している。記録あり」の割合の高い順に並び替えている。全体的に、「していない」の選択が少ないことがうかがえる。以下では表ごとに詳細に分析をしていく。

図表5-2は、登所時の健康観察と保育室等の環境調整、安全点検に対する実施状況を示したものである。登所時の健康観察については、「2. 家庭

との連絡を密にし、子どもの疾病や事故防止に努めている」と「1. 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育状態を把握している」では「している・記録あり」が75%を超えており、4分の3以上の保育士が実施し、記録もしていることになる。これに対して、「3. 家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにしている」は、「している・記録なし」が4割を超えており、記録の困難さが感じられる。

保育室等の環境調整、安全点検については、「13. 不審者の侵入防止のための措置や訓練を行っている」では「していない」が20%を超えていた。今回の調査依頼先は6カ所の保育所と限られていた。そこで、特定の保育所、あるいは特定の年齢でこれを実施していないために20%を超えていたという危惧はある。全国的な無作為調査をする必要がある内容であろう。

「5. 保育室の温度、湿度、換気、採光、音な

どを常に適切な状態に保持している」は、記録なしが60%を超えていた。温度などを不適切な状態にしている保育所はないと思うが、この項目は記録の残し方に工夫が要る項目である。記録を残している保育所に記録のしかたを見習い、保育に支障がない形で記録を残していくことが望まれる。

「9. 食に関わる保育環境に配慮している」「7. 医務室等を整え、救急用の薬品や材料を整えている」「11. 安全対策のために家庭や地域の諸機関との連携体制を作っている」も「記録なし」が40%を超えていた。これらの記録の取り方・残し方についても、適当な方法を公開し、共通のマニュアルのようなものができれば、保育所全体として、保育の質が向上することが期待できる。

図表 5-2 保育所保育指針に基づく保育の実施状況 1 (%)

		していない	している	
			記録なし	記録あり
登所時の健康観察				
2	家庭との連絡を密にし、子どもの疾病や事故防止に努めている	0.9	20.4	78.8
1	一人一人の子どもの平常の健康状態や発育状態を把握している	1.8	23.0	75.2
3	家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムがつくられていくようにしている	1.8	40.2	58.0
保育室等の環境調整、安全点検				
12	定期的に(少なくとも毎月1回)、避難訓練を行っている	4.4	8.0	87.6
8	危険箇所の点検をしている	2.7	13.3	84.1
6	保育所の室内外の設備や用具等の衛生管理に努めている	1.8	32.7	65.5
4	清潔で安全な環境を心がけている	-	39.3	60.7
10	安全対策のために職員の共通理解と体制作りをしている	1.8	37.5	60.7
13	不審者の侵入防止のための措置や訓練を行っている	20.7	27.0	52.3
9	食に関わる保育環境に配慮している	6.3	43.8	50.0
7	医務室等を整え、救急用の薬品や材料を整えている	8.8	42.5	48.7
11	安全対策のために家庭や地域の諸機関との連携体制を作っている	9.3	44.4	46.3
5	保育室の温度、湿度、換気、採光、音などを常に適切な状態に保持している	0.9	63.7	35.4

図表 5-3 は、養護面、中でも「排泄、手洗い、睡眠、衣服の着脱、身の回りの清潔等」「授乳、調乳」「食事・おやつ、食育」の項目についての回答の割合を示したものである。「排泄、手洗い、睡眠、衣服の着脱、身の回りの清潔等」では、2つの項目の回答の割合が似ており、「していない」が約1%、「している・記録なし」が3割程度、「している・記録あり」が7割程度であった。3割程度の保育士は、記録を取っている保育士を見習う必要がある。ここで本研究の調査対象を振り返ると、6つの保育所の全保育士であった。そこで同じ保育所であっても、担当年齢等によっては記録を取っている可能性がある。また年長児であっても個別的な援助の中に、この種の記録が現れるかもしれない。園内での共通認識が必要な項目であろう。

「授乳、調乳」ではすべての項目で「していない」が10%を超えていた。担当する子どもの年齢によって授乳や調乳の必要性が異なるので、確た

る事は言い難いが、少なくとも「している」状態は必要であろう。「18. 落ち着いた雰囲気の中での授乳を心がけている」では「記録なし」が3割を超えていた。実際には「している」つもりになっているだけかもしれないし、記録の工夫が必要かもしれない。業務分析が求められるところである。

「食事・おやつ・食育」では、いずれも「記録なし」が4割を超えていた。記録の必要性が重視されるようになった背景には、第三者評価のシステムが作られたことや、指針が告示化されたことなど、法的な整備がある。この整備の原因の一つが行政による税金の使途の説明責任であろう。保育所の運営費の多くは税金によるものなので、この流れに逆らって、記録なしを主張することは困難であろう。むしろ、簡便で容易な記録の取り方の工夫が求められるところであろう。

図表 5-3 保育所保育指針に基づく保育の実施状況 2 (%)

		していない	している	
			記録なし	記録あり
排泄、手洗い、睡眠、衣服の着脱、身の回りの清潔等				
14	一人ひとりの子どもの生理的欲求に応じて、排泄や睡眠の援助を行っている	0.9	29.5	69.6
15	基本的な生活習慣について、一人ひとりの状態に応じ、子どもが意欲的に習得できるように援助している	0.9	35.7	63.4
授乳、調乳				
17	食欲など日常の状態の観察を行ない、適切な判断に基づく対応をしている	11.1	18.2	70.7
16	授乳に際し、一人一人の欲求を満ち、特定の保育士が応答的に関わっている	16.1	16.1	67.7
18	落ち着いた雰囲気の中での授乳を心がけている	14.7	31.6	53.7
食事・おやつ、食育				
19	一人一人の欲求を満ちし、子どもが意欲的に食事ができるように援助している	0.9	42.5	56.6
21	食事を子どもたちが楽しみあうための工夫をしている	3.5	50.4	46.0
22	自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つような配慮をしている	7.1	48.7	44.2
20	落ち着いた雰囲気の中での食事ができるよう心がけている	0.9	55.8	43.4

図表 5-4 は、教育（5領域）にかかる項目についての実施状況に関して回答の割合を示したものである。各項目は保育所保育指針の第3章に示された各領域の「ねらい」を元に作成した。すなわち、3つの「ねらい」のそれぞれに対して、「ように援助している」を付ける形で項目を作成した。

すべての領域の全項目で、「していない」が少ないことは、望ましい状態である。しかしながら、「記録なし」もすべての項目で40%程度回答があった。3歳未満児を担当しており、教育に特化した記録がないというだけ状態であれば、それほど問題はない。しかし3歳以上児で記録がない場合、保育所保育指針に沿った保育を実施しているとい

うことにはなりにくい。何らかの手を打つ必要があらう。

筆者らのかかわる保育所の中には、6か月にわたって月間指導計画に書かれているすべての保育の内容や保育士の援助を、保育所保育指針に記述されている5領域のそれぞれの「内容」に対応づけてみた保育所がある。特定の年齢だけであったが、すべての「内容」を網羅はしていなかった。そこで、次の6か月の間の指導計画には、その漏れ落ちていた内容を入れるように心がけた。このような振り返りは、すべての保育所のすべての年齢で必要かもしれない。

図表 5-4 保育所保育指針に基づく保育の実施状況 3 (%)

		していない	している	
			記録なし	記録あり
「健康」の領域				
23	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとするように援助している	0.9	38.9	60.2
24	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけるように援助している	-	40.7	59.3
22	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わうように援助している	0.9	44.2	54.9
「人間関係」の領域				
26	身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つように援助している		41.1	58.9
25	保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わうように援助している	0.9	41.6	57.5
27	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けるように援助している	0.9	42.0	57.1
「環境」の領域				
28	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つように援助している	1.8	43.1	55.0
29	身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れるように援助している	2.8	43.1	54.1
30	身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにするように援助している	2.8	45.0	52.3
「言葉」の領域				
32	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わうように援助している	-	41.3	58.7
33	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせるように援助している	-	41.7	58.3
31	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうように援助している	1.8	40.4	57.8
「表現」の領域				
35	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむように援助している	1.8	39.4	58.7
34	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つように援助している	1.8	41.3	56.9
36	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむように援助している	3.7	40.4	56.0

図表 5-5 は、「保育の実施上の配慮」「環境構成」「社会的責任」にかかる項目についての実施状況に関して回答の割合を示したものである。「していない」はそれほど多くないが、「記録なし」と「記録あり」がほぼ半々である。以下ではそれぞれについて記述する。

「保育の実施上の配慮」について、「していない」は 0% (項目番号 37。以下同じ) から約 8% (41) とばらつきがあった。各項目の表現を見ると、項目番号 37 は「保育している」と行動レベルの書き方であるのに対して、他は「配慮している」「留意している」「見守りながら」など思考レベルの表現が使われていた。今回のチェックリスト(案)作成にあたっては現行の保育所保育指針の記述を元

にしたので、仕方がなかったが、チェックリスト作成時には行動レベルにそろえることが望まれるであろう。またこのことが記録の取りにくさ、残しにくさにも影響をしていると思われる。

「環境構成」については、4つの項目の回答はほぼ同じ値であった。また、選択肢を望ましい程度と仮定して相関係数を求めたところ、0.79 から 0.87 と非常に高い値であった。このことから、これら 4項目に関して望ましい状態の程度は関係すると言えよう。

「社会的責任」について、「51. 倫理観に裏付けられた知識、技術、配慮を持って保育している」で「記録あり」は 40%以下であった。指針自体が抽象的な表現なので具体的にどうすればよいのか

がわかりにくい、次の指針の改定までは何らか の手を打つことが必要であろう。

図表 5-5 保育所保育指針に基づく保育の実施状況 4 (%)

	していない	している		
		記録なし	記録あり	
保育の実施上の配慮				
37	個人差を踏まえ、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、保育している	-	43.1	56.9
40	入所時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、次第に保育所生活になじむように配慮している	1.3	42.5	56.3
38	子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな完成の育ちとがあいまってもたらされることに留意している	1.8	50.5	47.7
39	自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら援助している。	2.5	51.3	46.3
42	子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な意識を植え付けることがないよう配慮している	3.7	54.6	41.7
41	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	7.9	57.9	34.2
環境構成				
44	子どもの活動が豊かに展開されるよう、保健的で安全な環境に配慮している	1.8	48.6	49.5
43	自ら環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験をつんでいくことができるような環境を構成している	1.8	50.5	47.7
46	自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を構成している	1.9	52.8	45.4
45	温かな親しみとくつろぎの場、生き生きと活動できる場となるよう配慮して、環境を構成している	1.8	54.1	44.0
社会的責任				
50	保護者の苦情に対し、解決を図るよう努めている	0.9	33.9	65.1
52	虐待が疑われる場合、適切な対応を行うよう努めている	0.9	39.4	59.6
49	子どもの個人情報の取り扱いには十分配慮している	-	46.8	53.2
48	地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に保育の内容を適切に説明するよう努めている	7.4	45.4	47.2
47	子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育している	-	55.0	45.0
51	倫理観に裏付けられた知識、技術、判断をもって保育している	1.9	59.3	38.9

「・・・この設問は、保育士が児童福祉施設最低基準などの法的基準を意識した保育を行うためのチェックリストを作成することが目的であり、その原案として作成したものです。(保育所保育指針から作成しています) Q1. ①項目の意味がわかりにくい項目、②意味はわかるが、答えにくい項目がありましたら、例にならって以下にお書きください。なければ結構です。」として、自由に記述を求めた。その結果①項目の意味がわかりにくい項目としては、9と15の指摘があった。さらに自由記述として、

している、していないは分けやすいが、記録については迷うことがありました。月・週案、個人記録や、連絡帳での記録でいいのか、それら記録以外の特別な記録のことなのか、

分かりにくいように感じました。/全ての項目…個人としてのことか(子どもと関わる機会が少ない場合、どのように付ければよいのか)、園全体としてのことか、どちらで考えればよいのか迷いました。

という記述があった(「/」は回答者の区切れ目。以下同じ)。チェックリスト作成時には検討する必要がある。

②意味はわかるが、答えにくい項目としては、2, 4, 5, 8, 11, 13, 16, 17, 18, 41, 47, 48, 51, 52が挙げられた。またこのうち16, 18, 41は二人の保育士が挙げた。さらにこのほかに、「14~52」と大括弧で答えた者と「全て」と全項目を挙げた者もいた。

自由記述には、次のような内容があった。

温度、湿度の記録はあるが、換気、採光、音については記録をしていないため(5)。訓練は定期的には行っていないため(13)。該当する子どもがいないため(42, 52)。／全体的に連絡帳や月案、個人記録には出てきているが、それが「記録に残す」こととして答えたが、それでいいのかどうか分からない。／外国籍の子がいない場合は答えるににくい(41)。／園外に向けての内容は、一保育士からはよくわからないこともあると思うので(11, 48)。／授乳をしていないため(16, 18)。／どの程度の記録を問われているのかわかりにくい。／指導計画、保育日誌、経過記録等での形の記録はしているが、毎日一つひとつの項目について記録はしていないので、どれが記録している、していないというところなのか、判断しにくかった。

これらについても、チェックリスト作成時に留意する必要がある。

最後の設問として、「最後に、この調査の調査票に関してお尋ねします。この調査票は、保育士が児童福祉施設最低基準などの法的基準を意識した保育を行うためのチェックリストを作ることが目的であり、その原案として作成したものです。この調査全体に対する感想をお書きください。」として自由記述を求めた。その結果、次のような記述があった。

言葉一つひとつの意味を理解するのに時間がかかり、自分自身の言葉の理解力をもっと高めていかなければならないなと思いました。3の質問事項に対しての答えが「していない」「しているが記録に残していない」「しており、記録に残している」という3パターンがあり、どの記録につながっているのか考えましたが、答えやすかったように思いました。／「記録」というのは、計画も入るのか、実践の記録だけなのか、迷いました。／一つひとつの項目をじっくり読み、自分を確認しながらできるので、日々の保育で流されがちな項目も意識して考えることができました。／チェックリストを行うことで意識の確認ができました。まだまだ勉強不足を感じる所があるので、今後も責任を持って職務につけるよう努力していきたいと思います。／答え方が「はい」「いいえ」という形式だったので、とても答えやすかった。／各項目ごとに分かりやすく書かれていたのでチェックしやすかったです。／項目ごとに分けてあってわかりやすかったです。／調査の方法が項目ごとに選択肢になっていて答えやすかった。／項目が選択肢になっていてわかりやすかった。／児童福祉施設最低基準などの法的基準について、保育に対し細かい部分まで再確認することができました。保育所のあり方について日々考えることは大切だと思いました。／1の質問事項は現場の保育士も最低基準を意識するきっかけになると思う。／記録に残している部分は全体的になのか、自分が関わった中

なのか、少しわかりにくかったですがこのアンケートでは全体でしました。／問われていることの意味は分かるが一人ひとりの質問のとらえ方で答えがずいぶん違ってくるものになると感じた。／改めて自分があまり知識が足りないと感じた。聞いたことがあっても答えたり、思い出せないという意味がないのでもう少し勉強も必要だと思った。／あらためて基準を意識することができてよかった。／3の22番以下の内容を読み、それぞれの領域に関して、又それぞれの内容についての一人一人の子どもの細やかな記録が日々必要であると感じた。／記録についてどの程度のことなのか悩みました。日誌や児童票に書くのは、ごく一部なので記録に残していることになるのか？どのようなものが記録に残したことになるのかわかりにくかったので、自分自身の答えも曖昧でした。／全体的にわかりやすかったと思います。／保育士として、いろいろなことを知識として知っておくことや、それに基づいて保育することの大切さを知った。／「記録を残している」という表記は、あいまいであるように思います。すべての項目にあてはまらない所もあるのでは…？／最低基準がこの先どうなるのか気になります。何のための基準なのかを意識し、細かな数字も知っておきたいとアンケートを通して改めて思いました。／答えづらい。／以前勉強したことを改めて思い出す良い機会となりました。／内容がたくさんあるため簡単に確認できるようにまとめたものができること保育中にも見れていいと思います。／この調査を受けてやってはいるが記録に残すまでしていない項目があることに改めて気づきました。やはり記録に残すことは必要ですね。／保育に対する意識の見直しになったので良かった。／学生の頃に学んだことではあるが、普段の保育の中では意識せずに過ごしている部分もあることに気づかされた。／再確認することができました。／質問事項でたずねられていることに関し、意味が分かりにくいものは、特にありません。／たくさんある質問事項の中で、意味が分かりにくいものではなく、答えにくい内容はありませんでした。／日々、保育におられる中で、大切な知識や心構えを確認する機会をもつことはとても必要なことであると思いました。／普段あまり意識しないで保育をしているので、時々にはこういうことにも目を通し、心の中にとめておくことも必要だと思う。／日頃、保育所のあり方について意識せずに行っていることを実感。見直しする為や振り返るいい機会になったと思う。／アンケートにおいて詳しい保育所・保育士に関して再認識でき良かったと思います。

これらの自由記述は、①チェックリストの作成を歓迎する内容、②チェックリストのよりよい作成方法への提案の2つに分けることができる。後者について意識したチェックリストを作成することが、児童福祉施設最低基準を意識した保育、長期的な視点では、最低基準の改善が保育の質の向上につながると考えられる。

第6章 総合考察

1. 本研究の結果のまとめ

本研究で得られた結果は次の5つである。

(1) 望ましい保育環境づくりにかかる我が国の法的基準とその変遷

終戦後、巷に溢れる戦災孤児、引き上げ孤児に対する緊急対策として策定された「児童保護法案要綱大綱案」に対して、GHQの示唆や日本国憲法の理念を受けて、「児童福祉法」が制定された。その第45条に基づき、日本社会事業協会作成の児童福祉施設最低基準案を基礎にして、約1年かけて「児童福祉施設最低基準」が厚生省令として制定された。その後、面積等の基準はほぼそのまま踏襲されてきている。人的基準については保育士1人当たりの子どもの数が少しずつ減ってくるなど改善がみられた。当初あった「児童福祉審議会の意見を聞き」という規定は削られて久しいなど、最低基準を改善するシステムの回復・再構築が望まれている。

(2) 諸外国および我が国の基準や従来の研究

諸外国の評価基準の代表的なものには ECERS-R、ITERS-R、FCCERS-R、NAEYC、Quality Standards for NAFCC Accreditation などがある。我が国の基準に関する研究には、埋橋(2004)、秋田(2008)、全国社会福祉協議会(2009) などがある。我が国で作成されてきた基準及びチェックリストには、全国社会福祉施設経営者協議会(1994)による保育所におけるサービスチェックリスト、日本保育協会(1996)による「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト(園長・所長篇)(保母篇)」、全国保育士養成協議会児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関 HYK による評価基準、本研究の代表者の民秋らによる「保育士のための自己評価チェックリスト」、「同(平成20年告示保育所保育指针对応版)」などがある。諸外国の基準は、物的環境に対しては具体的で詳細であったり、人的環境に対しては子どもとのかかわ

りに重きを置いたりするなど、我が国の当初の基準と保育の質の捉え方に違いがあった。

(3) 保育所における実態と最低基準が変わることの影響

保育室に常に置かれている備品や部屋の使い方には、子どもの年齢による違いが大きかった。保育士1人当たりの子どもの数は、算出の方法にもよるが、園による違いが大きかった。

全ての年齢を担当する保育士が、面積が狭くなったり、保育士1人当たりの子どもの数が増えたりすると、子どもと保育士の多くの行動にマイナスであると回答した。逆に面積が広くなったり、保育士1人当たりの子どもの数が減ったりしても、子どもと保育士の行動にとって、いくつかのプラスはあるものの、概して今と変わらないと回答した。

万歩計や加速度計などの客観的指標を用いて保育士の行動を分析したところ、活動すなわち業務による違いが現れた。これらの指標が保育士の業務分析に利用可能であることが示された。

(4) 最低基準の存在とその必要性に対する園長や主任の認知

保育需要やニーズが変わり続ける一因に、保育の法的な位置づけと少子化があることが示された。この変化に最低基準を対応させていく必要性が示唆された。

園長又は主任は、このような基準は国が規定すべきであると考えている。現行の基準に含まれる内容が、規定される必要性も認めている。このような認知に関しては、公立保育所と私立保育所、園が所属する自治体の規模による違いがあった。

(5) 最低基準に対する保育士の知識と保育所保育指針に基づく保育の実施状況

多くの保育士は最低基準の存在を知っていた。最低基準に規定されている内容については、その内容によって認知度が異なった。例えば、保育士1人当たりの子どもの数についてはよく知られていたが、保育室の面積の基準についてはあまり知られていなかった。保育士は保育所保育指針に基

づく保育を実施していた。しかしながらその実施状況を記録として残している割合はそれほど高くなかった。

2. 結果の意義

上記の結果には次の3つの意義がある。

(1) 様々な福祉施設における基準見直しにむけた方法論の提供

保育所は児童福祉施設の1つであり、児童福祉施設は社会福祉施設の1つである。そこで、本研究で用いたのと類似の方法で、他の児童福祉施設や社会福祉施設についても、基準に関する調査が可能である。

本研究では、環境の実態を調べるだけでなく、それに対する保育士の捉え方にも焦点をあてて尋ねてきた。本研究が一貫してこの方法を取ってきたのは、次の理由からである。すなわち、誰かが理想とする環境や、誰もがよいと思う環境が用意されたとしても、実際に保育をするのは保育士だからである。保育士がある環境を子どもにとってプラスと思うか、マイナスと思うかによって、子どもに対する影響は違ってくる。そこで本研究では、保育士の捉え方にも焦点をあてたのである。

おそらく、最低基準に対する考えやその変化に対する捉え方を、その業務に従事する者を対象にして、詳しく調査した最初の研究として、本研究は位置づけられると思う。今後、この方法論を他の児童福祉施設や社会福祉施設の基準に対する調査に適用することで、福祉サービスに従事する者の視点を反映した基準が作られていくであろう。

なお、この方法は、すでに何らかの基準があり、それに基づいてサービスが提供されている事業にとって、特に有効であると思われる。逆に言えば、全く新たに基準を作る事業には、適用しがたい。この種の事業には、サービスを受ける側を調査する方が、望ましい基準ができると考えられるからである。

(2) 現任保育士の研修プログラム策定への基礎資料提供

調査によれば、多くの保育士は最低基準の存在

を知っていた。しかし、最低基準に規定されている内容については、その内容によって認知度が異なった。このことは、最低基準に対する認知に個人差があることを示している。また、本研究では、保育所保育指針に基づく保育の記録に個人差があることが示された。

ここで押さえておきたいのは、この結果の調査対象である。たった5つの保育所、公立保育所2カ所、私立保育所3カ所に過ぎないことを押さえておきたい。これら5つの保育所が、全国域にまたがるとはいえ、全国には2万2000以上の保育所が存在する。それぞれが持つ条件は同一ではない。さらに、例えば、保育士個人によって、最低基準の認知や指針に基づく記録に違いがあるとも考えられるのである。このことは、どれほど望ましい環境の基準を作っても、そこで働く保育士がその基準を意識して保育を展開しない限り、その基準の価値がなくなることを示唆すると言っても過言ではない。

そこで必要となるのが現任保育士の研修である。最低基準や保育所保育指針を熟知させるような研修が望まれる。

医療関係など業務独占の資格が関係する業界では、基準の緩和は、その業務を実施する者を増やすことになる。これに対して、保育・福祉関係など名称独占の資格が関係する業界では、基準の緩和は、専門性を低めることにつながる。「名称独占」にそうならば、誰でもできる業務なので、誰もが行うことになるからである。したがって、保育士に関して述べるならば、児童福祉施設最低基準や保育所保育指針など、保育に関する法令を熟知することこそが、専門性を高めることにつながると思われる。

(3) 保育士養成のカリキュラム及びその具体化としてのシラバス作りへの基礎資料提供

本研究の結果は、保育士養成の段階で、最低基準や保育所保育指針の理解を徹底させることの必要性を説くものである。幸い、この本稿を執筆する前後で、保育士養成課程等検討会の中間報告が

公表された。その中で、いくつかの科目の中で、本研究の結果は利用できよう。例えば、「保育原理」で最低基準を教えることもできるし、「保育者論」の中で保育所保育指針を踏まえることも可能であろう。

単なる知識として持っていることとその知識を使って業務を遂行することは異なる。前者を講義で教えるもの、後者を演習で教授するものと区別できるが、大学設置基準などで、時間数的には、各養成校に任されるなど、2つの授業方法の区別は曖昧である。このあたりは保育現場における必要性を授業担当者が認識し、適格に講義を進める必要がある。このような認識の上でシラバスが作成されれば、すぐに実践に資する力を養成段階で獲得させることができる。

3. 今後に向けての提言 ～結果の発展と応用～

(1) 児童福祉施設最低基準における保育所関連の基準は現行通りとする。

本研究で行った児童福祉施設最低基準の検討は、現行の最低基準を遵守することが望ましいという結論であった。すなわち、この基準を変えることによるマイナス面は大きく、プラス面はそれほど大きくないという結果であった。

規制緩和や地方分権などの社会的な流れは、このような基準の枠組みだけを国が考え、具体的な数値等を各自治体にゆだねるという方法も考えられる。しかしながら、この方法であれば、地域による違いが大きくなり、財政的に厳しい自治体であれば、現在の保育の水準を維持できないという問題が生じる。また国が児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という理念と矛盾する政策をとることにもなる。そこで、待機児童が極端に多いなど特定の地域には、それぞれの実情に応じて特例を設けるなどの手段で対応することは十分に考えられる。

(2) 保育所保育指針に基づく保育所におけ

る業務の記録様式を作成する必要がある。

本研究で、保育所の業務として、保育所保育指針に基づく保育の実施とその記録について調べたところ、実施はしているが記録がない業務が数多くあった。しかしながらそのような業務でも記録を取っていると回答した保育士もいた。そこで、記録を取っている保育士に対して、どのような記録なのかを調査することで、望ましい記録様式を作成する資料とすることができよう。

このような調査は、全国規模で行い、収集した記録様式をデータベース化することに価値がある。例えば、望ましい記録様式の例として、ある特定の様式を示せば、その様式を使用し、自ら工夫したり、なぜその様式がよいのかを考えたりしないからである。記録様式のデータベースができていれば、保育士等は、よい記録様式を自由に採用できる。自由に採用するところには各保育士の主体性が入る。その主体性こそが保育士の資質向上につながると思われる。

(3) 最低基準を意識した養成や研修で活用できるテキストや教材、さらにそれらのデータベースを作ることが望まれる。

養成カリキュラムについては検討委員会が立ち上がり、中間報告を提出した。その報告の中で、保育の心理学Ⅱ(演習1単位)では、「観察等を通して子どもの心身の状態や行動等を把握する技術を高め、子ども理解に基づく適切な発達援助を行う実践力を修得できるようにすることが必要である。」とされている。この記述からは、観察や記録の練習を演習形式で行うことの必要性が読み取れる。

しかしながら、このような演習に使えるテキストや教材は限られている。某国立大学法人の養成校のように、保育士養成課程の入学定員が20名程度で、かつ学内に付属幼稚園等がある場合は、その幼稚園で観察の練習が可能であろう。しかしながら多くの養成校では50名を1クラスとして授業が展開されている。入学定員が例えば100名など、50名の倍数になっている養成校も多いのが現

状である。この場合、たとえ学内に付属幼稚園等があったとしても、50名を一度に見学に出すわけにはいかない。保育に支障が出るからである。

そこで考えられるのが、VTRやDVDの活用である。これらを使うと50名程度でも演習が可能になる。ただし現在、保育所保育指針にそった保育を教えるのに適当なVTRやDVDはあまり出版されていない。厚生労働省が監修した保育所保育指針の紹介DVD程度である。現行の保育所保育指針で求められる「記録」に対応した養成用のVTRやDVDの作成等が、本研究の応用につながるであろう。

研修に関して、研修プログラムを保育団体や自治体が毎年検討している。その中で保育所保育指針の内容の研修も進んできている。しかしながら、

その研修の多くは講義レベルである。演習形式でシミュレーションを行う中で、行われている保育が保育所保育指針を具体化したものになっているかどうかを確認しあったり、どうすれば保育所保育指針を具体化したものになるのかを討議しあったりするような研修が望まれる。そのための研修テキストや教材作りは本研究の応用に位置づけられる。

保育所保育指針を適切に理解している者であれば、このような養成・研修用のテキストや教材がデータベース化されており、それらを容易に入手できれば、誰もがこのような養成や研修を実施することが可能になる。このことが保育全体の環境改善や質の向上につながると思われる。

Ⅲ 調査票

「保育環境調査」 アンケート調査についてのお願い

平成 21 年 6 月 25 日
白梅学園大学 民秋 言

皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

さて、私たちは、平成 19 年度からの継続研究として、厚生労働省から「少子化社会における保育環境のあり方に関する総合研究」(平成 21 年度厚生科学研究政策科学総合研究事業<政策科学推進研究事業>H19-政策-一般-017)の委託を受けました。

つきましては、研究の一環として下記の通りアンケート調査を実施させて頂きたいと存じます。ご多忙の折恐縮ですが、研究主旨をご理解のうえ、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 研究主旨

本研究は、保育環境の実態を明らかにするとともに、保育環境のあるべき姿について提言を行おうとするものです。

2. アンケートの目的

上記主旨にそってアンケート調査を実施し、保育所における保育環境の実態を明らかにするとともに、保育室の広さや保育士の数の違いが保育活動や子どもの育ちにどのような影響を与えるのかを知るための資料とします。

3. 回収と集計

当方所定の封筒にて回収し、内容はコンピュータにより統計処理いたします。

園名、個人名など、個別的には公表はいたしません。

ご協力いただいた方にご迷惑をかけないよう万全の注意を払います。

主任研究者 民秋 言 (白梅学園大学)
西村 重稀 (仁愛大学)
高野 陽 (北陸学院大学)
吉岡 眞知子 (東大阪大学)
成田 朋子 (名古屋柳城短期大学)
河野 利津子 (比治山大学)
清水 益治 (帝塚山大学)
佐藤 直之 (京都女子大学短期大学部)
千葉 武夫 (聖和短期大学)
森 俊之 (仁愛大学)
川喜田昌代 (玉成保育専門学校)
鈴木 岩雄 (名古屋芸術大学)
水上 彰子 (富山福祉短期大学)

平成 21 年 6 月 25 日

各 位

厚生科学研究（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））に関する協力依頼

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

時下、ますますご清祥のことと存じます。

この度、厚生労働省平成 20 年度厚生科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「少子化社会における保育環境のあり方に関する総合的研究（H19-政策一般-017）」を白梅学園大学民秋言教授に委託し、研究を実施することとなりました。

つきましては、当該研究事業の主旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

アンケート用紙の配付・回収方法について

このアンケートは、0、1、2、3、4、5歳児の保育の人的環境についてお尋ねするものです。

調査表の構成について

この調査票は、**A**、**B-0**、**B-1**、**B-2**、**B-3**、**B-4**、**B-5**の6種類があります。

Aは、保育所定員、クラス編成など保育所全般についてお尋ねします。

B-0は0歳児用です。

B-1は1歳児用です。

B-2は2歳児用です。

B-3は3歳児用です。

B-4は4歳児用です。

B-5は5歳児用です。

調査用紙の内容と記入者について

Aは、園全体のことをお尋ねします。園長または主任の方がご記入ください。（1枚）

B-0、**B-1**、**B-2**の調査票については、各年齢3人の方にご記入をお願いします。（各3枚）

B-3、**B-4**、**B-5**の調査票については、各年齢1人の方にご記入をお願いします。（各1枚）

*年齢ごとではなく混合でクラス編成されている場合は、この年齢に該当されている保育者に配布してください。

*また、調査票が余る場合はお手数ですが無記入のままご返送ください。

回収について

記入されたアンケート用紙を回収用封筒に封入のうえ、同封の返信用封筒にてお送りください。

返送の期日

お忙しいところ恐縮ですが、統計処理の都合上、平成21年7月15日（水）までに返送してください。